

民生用燃料電池導入支援補助金に係る要件(必須条件)

要件の内容

○民生用燃料電池導入支援補助金の申請時において、J-クレジット制度に基づく排出削減事業の実施の意思表示をしていただきます。

J-クレジット制度の概要

○「J-クレジット制度」とは、中小企業や家庭における省エネ・新エネ機器の導入によるCO2削減分を、「J-クレジット」という環境価値として認証する制度です。

➡ 認証されたクレジットは、企業のCSR活動や排出削減活動などに利用されます。

要件の対象者

○事業を営んでいない「**個人**」※に限ります。

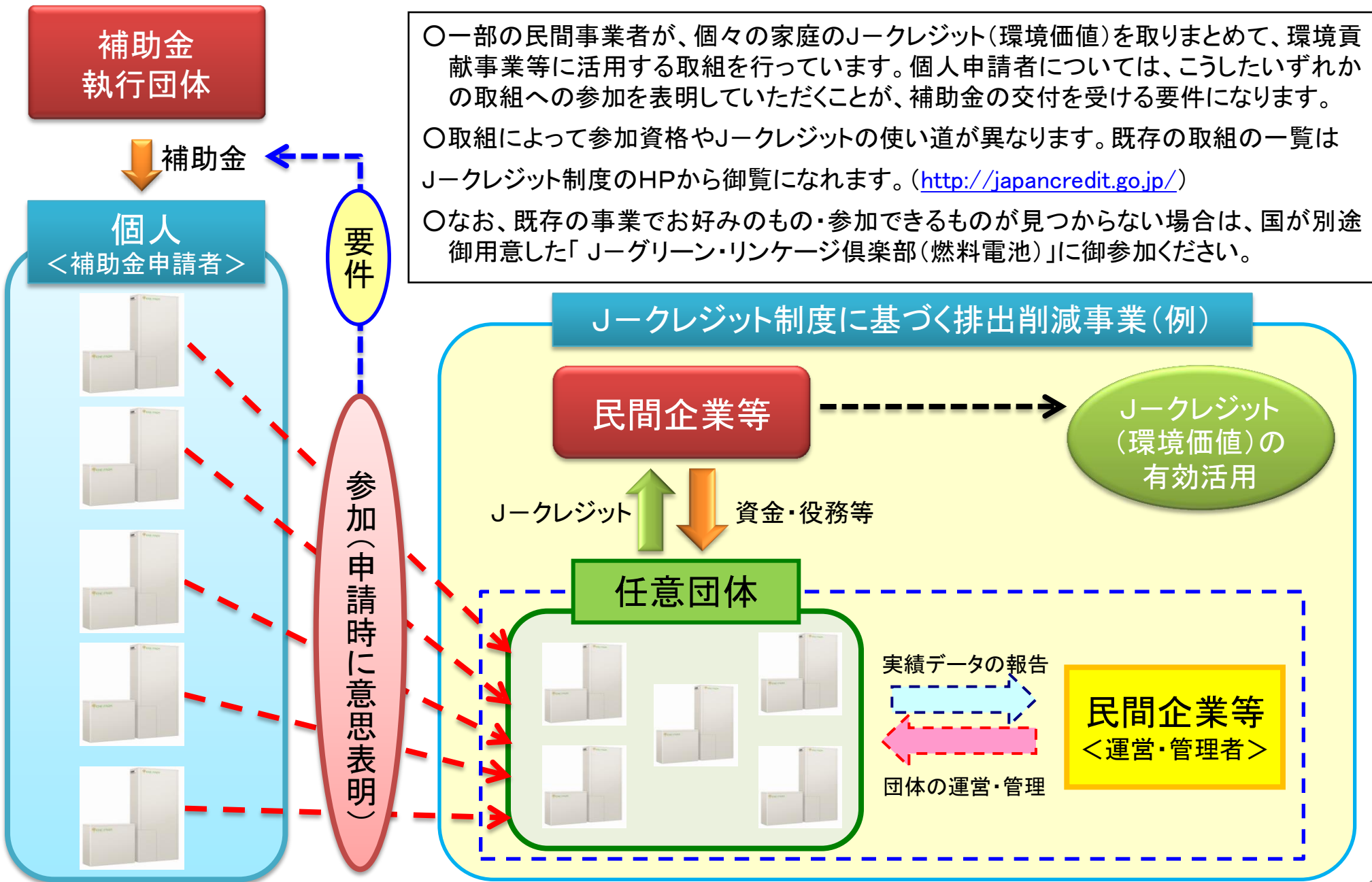
※ ただし、リース契約等により申請する個人は除きます。

※ これに該当しない方(法人等)は、本要件に関わらず、補助金の交付を受けることができます。

政策目的

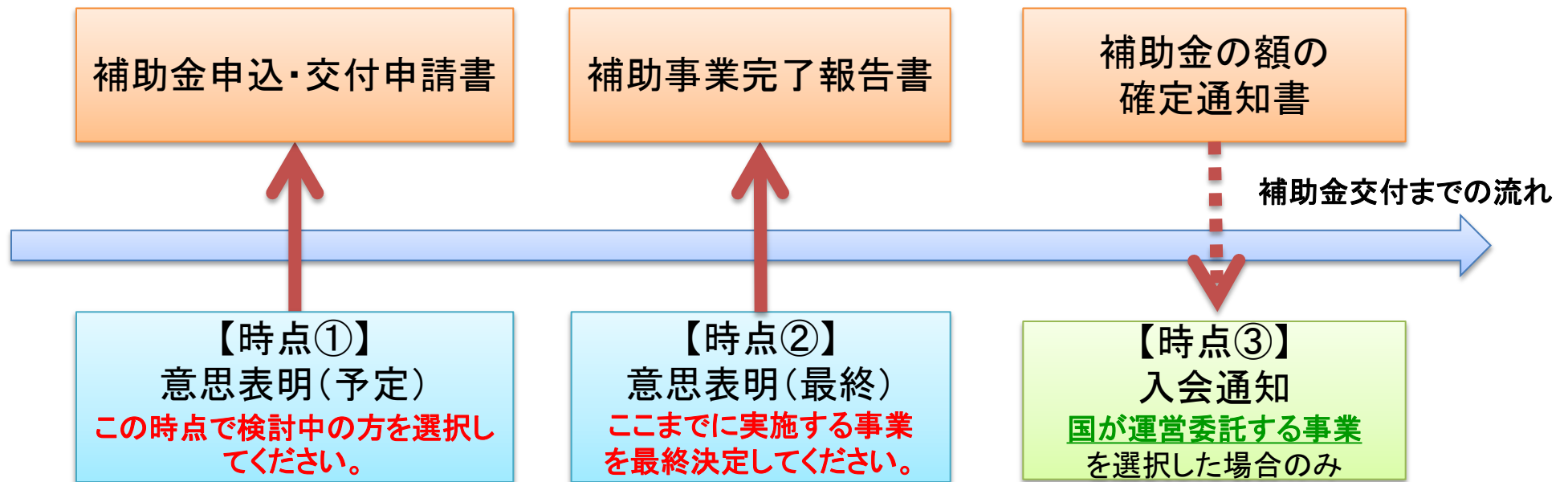
○家庭(個人)における環境価値の認知と、J-クレジット制度の活性化を通じて環境価値の有効活用を促進することが、要件を設ける目的です。

民生用燃料電池導入支援補助金に係る要件(イメージ図)



- 一部の民間事業者が、個々の家庭のJ-クレジット(環境価値)を取りまとめて、環境貢献事業等に活用する取組を行っています。個人申請者については、こうしたいずれかの取組への参加を表明していただくことが、補助金の交付を受ける要件になります。
- 取組によって参加資格やJ-クレジットの使い道が異なります。既存の取組の一覧はJ-クレジット制度のHPから御覧になれます。(<http://japancredit.go.jp/>)
- なお、既存の事業でお好みのもの・参加できるものが見つからない場合は、国が別途御用意した「J-グリーン・リンケージ倶楽部(燃料電池)」に御参加ください。

補助金申請手続において必要な事項①



補助金申請手続における必要事項

【時点①】: 補助金申込・交付申請書で、参加・実施を検討している事業にチェック

【時点②】: 補助事業完了報告書で、参加・実施する事業にチェック
※国が運営委託する事業以外を選択する場合は、その事業名等を記載していただきます。

【時点③】: (国が運営委託する事業を選択した場合)補助金の額の確定通知書と併せて、当該事業の事務局から入会通知書を交付

※国が運営委託する事業以外を選択した場合は、入会通知書は交付されません。

チェックがないと、申込書・交付申請書、事業完了報告書ともに受理されません！！

補助金申請手続において必要な事項②

○ 申込・交付申請書、事業完了報告書ともにいずれかにチェックがないと書類は受理されませんので、御注意ください。

【時点①】
参加・実施の意思表示
(予定)

【補助金申込・交付申請書】において、その時点で参加・実施を検討している事業を選択。

【時点②】
参加・実施の意思表示
(最終)

【補助事業完了報告書】において、最終的な参加・実施の意思表示(いずれかを選択)。

(様式第1)

補助金申込・交付申請書

(一般用:2/2)

例

6. 排出削減事業への参加について

申込区分が「個人」の方は、下記のいずれかにチェックしてください。
リース等「有」の場合、及び申込区分が「法人等」の場合はチェックは不要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 国が運営委託する排出削減事業に参加 (J-グリーン・リンケージ倶楽部(燃料電池))	<input type="checkbox"/> その他の排出削減事業に参加	<input type="checkbox"/> 個人事業主*のため不参加
--	--	---------------------------------------

* 個人事業主とは、一般的に自身で独立し事業を行っていて「個人事業の開業届け」を所轄の税務署に提出した方です。

いずれか該当する方にチェックしてください。

(様式第14)

補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表) (一般用:3/3)

例

9. 排出削減事業への参加について*1

申込区分が「個人」の方は、下記のいずれかにチェックしてください。
リース等「有」の場合、及び申込区分が「法人等」の場合はチェックは不要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 国が運営委託する排出削減事業に参加 (J-グリーン・リンケージ倶楽部(燃料電池))	<input type="checkbox"/> その他の排出削減事業に参加 事業名等:)	<input type="checkbox"/> 個人事業主*2のため不参加
--	---	--

*1 記載内容について、別途国が委託する事業者から確認させていただく場合があります。

*2 個人事業主とは、一般的に自身で独立し事業を行っていて「個人事業の開業届け」を所轄の税務署に提出した方です。

注1: 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の一般用申請者実印又は手続代行者印)で訂正してください。修正液等での訂正は、無効になります。

注2: この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。本用紙のコピーを大切に保管してください。(6年間)

※国が運営委託する事業以外を選択する場合は、その事業名等を記載。

(例1) ○○県が運営するJ-クレジット事業(▲▲の会)

(例2) 株式会社□□が行うJ-クレジット事業

いずれか該当する方にチェックしてください。